

第2次不況対策・生活支援 緊急対策を実施します

1 総合相談窓口を開設します

金融・福祉・住宅・教育・雇用などに関わる総合相談窓口を開設します。

日 時：12月1日（火）から（当分の間）

9：00～17：00（平日のみ）

場 所：川口市役所 2階 第3会議室



2 追加工事などの発注により地域の活性化を図ります

市内事業所への発注を増やすことで地域経済の活性化を図るため、総額2億7千万円を超える規模の追加工事などを実施します。

また、平成21年度下半期の消耗品などの物品購入についても、市内事業者へ総額11億4千万円を超える規模の発注量を確認します。

3 雇用・就労を支援します

(1) 臨時職員の採用（※）

川口市臨時職員として採用します。

（ごみ収集業務などで5人程度・3月末まで）



(2) 「川口地区緊急雇用対策就職面接会」の開催

離職者などの就職促進と企業の人材確保を目的に、市・川口公共職業安定所・川口商工会議所・川口地区雇用対策協議会などの共催で、就職面接会を開催します。

日 時：平成22年2月16日（火）13：00～16：00

場 所：フレンジア（川口駅前市民ホール）

参加企業：20社

求職者数：200人（パート希望者含む）



4 生活者を支援します

(1) 緊急生活支援特別資金（※）・福祉資金の貸し付け

緊急生活支援特別資金は、求職中のかた、または採用が決定し給料を受け取るまでの間、生活に困窮しているかたに対し単身は7万円、2人以上の世帯（同居の3親等以内の被扶養者がいる場合）は15万円を限度に生活資金（無利息・保証人不要。ただし1世帯1回のみ利用に限る。）の貸し付けを行います。また、福祉資金は最高25万円を限度として、個々の状況に応じて額を決定し貸し付けを行います。

(2) 住宅手当緊急特別措置の実施

離職者であって、就労能力および就労意欲があり、住宅を喪失または喪失する恐れのあるかたに対し、居住する住宅貸主などの口座への振り込みにより住宅手当を支給します。

(3) 離職者への市営住宅などをあっ旋（※）

解雇あるいは雇い止めと併せ、社宅・寮の立ち退きを迫られ、住居に困窮しているかたに対し、3カ月を限度に市営住宅など（10戸程度）をあっ旋します。

このほか、事業所のかたがたを対象とした各種の「制度融資」や経済的に苦しい家庭を支援する学校教育の「就学援助」制度も引き続き実施します。

（※）印は平成20年11月以降に解雇または雇い止めなどにより職を失った市内在住の正規・非正規労働者のかたが対象です。

現在の経済状況は依然として厳しい状況にあり、市の地域経済を支えている市内中小企業でも大変厳しい経営環境に置かれており、先行き不透明な状況下にあります。このような状況を少しでも改善するため、平成21年末から第2次不況対策・生活支援緊急対策を左記のとおり実施します。

問い合わせ…第2次不況対策総合相談窓口 ☎258-1110 内線2580～2582